

総務省

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ（第5回）

EU DSA法（Digital Services Act）の概観

株式会社野村総合研究所

コンサルティング事業本部

ICT・コンテンツ産業コンサルティング部

2024年3月4日

NRI

Envision the value,
Empower the change



1. DSAの全面適用の開始（欧州委員会プレスリリースの紹介）
2. DSAの概要と成立の経緯・背景
3. DSAの全体構成
4. 目的・範囲
5. 対象となる情報
6. 規律の対象となるサービス
7. 仲介サービス提供者の責任制限
8. サービスごとの規律一覧
9. 執行・監督の枠組み
10. 各国におけるDSCの任命状況
11. VLOPs/VLOSEsに対する執行の手順

参考資料

1. DSAの全面適用の開始

- 2024年2月17日、**DSA（Digital Services Act, デジタルサービス法）のEU加盟国内での全面適用が開始**された
- 全面適用の開始にあたり、2024年2月16日に欧州委員会からはDSAの適用に関するプレスリリースが出された

欧州委員会からのコメント

2月17日から、DSAの規則は、EU内のユーザーがアクセスするすべてのオンラインプラットフォームに適用される。ユーザー、加盟国、プラットフォームはDSAに基づくツールを使用して、より安全で透明性の高いオンライン世界を形成できるようになる。これは、EUの基本的な価値観と原則を反映する大きなマイルストーンとなる。

Margrethe Vestager, Executive Vice-President

2月17日の時点で、DSAはEU内のすべてのオンラインプラットフォームへの適用を開始する。私たちはDSAの完全な実施を確実にするために全力を尽くしており、すべての加盟国が新しいルールブックを最大限に活用することを奨励する。国民を違法コンテンツから守り、権利を守るには、効果的な執行が鍵となる。

Thierry Breton, Commissioner for Internal Market

プレスリリースの概要（各項目の詳細は後頁を参照）

プラットフォームに対する新たな責任

- ✓ EU内にユーザーがいるすべてのオンラインプラットフォーム（従業員が50人未満で年間売上高が1,000万ユーロ未満の小規模企業を除く）は、違法コンテンツへの対策や未成年者の保護措置等を行う必要があること

加盟国のデジタルサービスコーディネーター（DSC）による監督

- ✓ 各国のDSCが独立した規制当局としてDSAを監督、執行すること
- ✓ プラットフォームによるDSAに対する侵害に関するユーザーからの苦情の最初の窓口となること

欧州デジタルサービス会議の設立

- ✓ 各国のDSCと欧州委員会による欧州デジタルサービス会議を設立し、EU全体のユーザーが同じ権利を享受できるようにすること
- ✓ ベストプラクティスに関する年次レポートを発行すること

2. DSAの概要と経緯・背景

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> DSAはデジタル・サービス・パッケージの一部であり、デジタル・サービスを規制する必要性に対応するため、欧州委員会が2020年12月に提出した立法構想である。 DSAは、マーケットプレイス、ソーシャルネットワーク、コンテンツ共有プラットフォーム、アプリストア、オンライン旅行および宿泊プラットフォームなどのオンライン仲介者およびプラットフォームを規制。 主な目的は、オンラインでの違法で有害な活動や偽情報の拡散防止。ユーザーの安全を確保し、基本的権利を保護し、公正でオープンなオンラインプラットフォーム環境を構築する。 |
| 経緯・背景 | <ul style="list-style-type: none"> オンラインサービスの発展に伴い、オンライン上の偽情報を含むリスクへの対処が必要になった。 2000年に電子商取引指令以降、デジタルサービスに関するEUの法的枠組みは変更されておらず、オンラインサービス分野におけるEUの規制手段や介入は、限定的であった。 DSAは、既存の分野別法規を補完しつつ、国内法との調和によって違法コンテンツへの対処を目的としている。 |
| 主な タイムライン | <p>The timeline shows the following key events:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020/12/15: 委員会提案書の公表 2022/4/23: DSAに関する政治的合意 2022/11/16: DSA規則発効 2023/2/17: プラットフォームと検索エンジンがユーザー数を公表 2023/8/25: VLOPとVLOSEへのDSA規則の適用開始※ ~2023/10/30: VLOPとVLOSEが第1回DSA透明性レポートを欧州委員会に提出 2024/2/17: DSA規則がすべての規制対象事業体に適用され、EU加盟国がデジタル・サービス・コーディネーターを設置 |

※23年2月17日までにオンライン仲介事業者は利用者数を公表し、それに基づき、23年4月25日に欧州委員会がVLOP（17者）とVLOSE（2者）を指定

3. DSAの全体構成（目次）（1/2）

| 第Ⅰ章 総則 | |
|-----------|----|
| 第1条 | 主題 |
| 第2条 | 範囲 |
| 第3条 | 定義 |

| 第Ⅱ章 仲介サービス提供者の責任 | |
|---------------------|---------------------------|
| 第4条 | 「単なる導管」 |
| 第5条 | 「キャッシング」 |
| 第6条 | ホスティング |
| 第7条 | 自主的な調査と法令遵守 |
| 第8条 | 一般的なモニタリング及び積極的な事実調査の義務なし |
| 第9条 | 違法コンテンツに対する措置命令への対応 |
| 第10条 | 情報提供命令への対応 |

| 第Ⅲ章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務 | |
|-------------------------------------|------------------------|
| 第1節 すべての仲介サービス提供者に適用される規定 | |
| 第11条 | 加盟国当局、欧州委員会および理事会の連絡窓口 |
| 第12条 | サービス受領者の窓口 |
| 第13条 | 法定代理人 |
| 第14条 | 利用規約 |
| 第15条 | 仲介サービス提供者に対する透明性報告義務 |

| 第Ⅲ章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務（つづき） | |
|---|-------------------------------|
| 第2節 オンライン・プラットフォームを含むホスティング・サービスの提供者に適用される追加規定 | |
| 第16条 | 通知と行動の仕組み |
| 第17条 | 理由の通知 |
| 第18条 | 刑事犯罪の疑いに関する通知 |
| 第3節 オンライン・プラットフォームの提供者に適用される追加規定 | |
| 第19条 | 零細企業及び中小企業の除外 |
| 第20条 | 内部苦情処理体制 |
| 第21条 | 法定外の紛争解決 |
| 第22条 | 信頼できる旗手 |
| 第23条 | 不正使用に対する措置及び保護 |
| 第24条 | オンライン・プラットフォームの提供者に対する透明性報告義務 |
| 第25条 | オンライン・インターフェースの設計と構成 |
| 第26条 | オンライン・プラットフォームにおける広告 |
| 第27条 | レコメンダー・システムの透明性 |
| 第28条 | 未成年者のオンラインでの保護 |
| 第4節 消費者に取引業者との遠隔契約を可能にするオンライン・プラットフォームの提供者に適用される追加規定 | |
| 第29条 | 零細企業及び中小企業の除外 |
| 第30条 | トレーダーのトレーサビリティ |
| 第31条 | コンプライアンス・バイ・デザイン |
| 第32条 | 情報を通知される権利 |

| 第Ⅲ章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務（つづき） | |
|--|----------------------------------|
| 第5節 システムリスクを管理するための超大規模オンライン・プラットフォーム（VLOP）および超大規模オンライン検索エンジン（VLOSE）の提供者の追加義務 | |
| 第33条 | 超大型オンライン・プラットフォームと超大型オンライン検索エンジン |
| 第34条 | リスク評価 |
| 第35条 | リスクの軽減 |
| 第36条 | 危機対応メカニズム |
| 第37条 | 独立監査 |
| 第38条 | レコメンダー・システム |
| 第39条 | オンライン広告の透明性の追加 |
| 第40条 | データへのアクセスと精査 |
| 第41条 | コンプライアンス・オフィサー |
| 第42条 | VLOP・VLOSEに対する透明性報告義務 |
| 第43条 | 監督料 |
| 第6節 デューデリジェンス義務に関するその他の規定 | |
| 第44条 | 標準 |
| 第45条 | 行動規範 |
| 第46条 | オンライン広告の行動規範 |
| 第47条 | アクセシビリティの行動規範 |
| 第48条 | 危機管理プロトコル |

出所) EU-Lex「Document 32022R2065」

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>

3. DSAの全体構成（目次）（2/2）

| 第IV章 実施、協力、制裁及び執行 | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 第1節 所轄官庁と各国デジタルサービス・コーディネーター | |
| 第49条 | 所轄官庁とデジタル・サービス・コーディネーター |
| 第50条 | デジタルサービス・コーディネーターの要件 |
| 第51条 | デジタル・サービス・コーディネーターの権限 |
| 第52条 | 罰則 |
| 第53条 | 苦情を申し立てる権利 |
| 第54条 | 報酬 |
| 第55条 | 活動報告 |
| 第2節 権限、協調調査及び一貫性メカニズム | |
| 第56条 | 権限 |
| 第57条 | 相互援助 |
| 第58条 | デジタルサービスコーディネーターの国境を越えた協力 |
| 第59条 | 欧州委員会への照会 |
| 第60条 | 共同調査 |
| 第3節 欧州デジタルサービス会議 | |
| 第61条 | 欧州デジタルサービス会議 |
| 第62条 | 会議の構成 |
| 第63条 | 会議の任務 |

| 第IV章 実施、協力、制裁及び執行（つづき） | |
|--|--|
| 第4節 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの提供者に関する監督、調査、遵守及びモニタリング | |
| 第64条 | 専門知識及び能力の開発 |
| 第65条 | 超大型オンライン・プラットフォームおよび超大型オンライン検索エンジンの提供者の義務の執行 |
| 第66条 | 欧州委員会による手続きの開始と調査への協力 |
| 第67条 | 情報の要求 |
| 第68条 | 聴取・陳述を行う権限 |
| 第69条 | 調査の権限 |
| 第70条 | 暫定措置 |
| 第71条 | コミットメント |
| 第72条 | モニタリング行為 |
| 第73条 | 違反 |
| 第74条 | 制裁金 |
| 第75条 | 第三章第5節に定められた義務違反に対する救済措置の監督強化 |
| 第76条 | 定期的な制裁金の支払い |
| 第77条 | 制裁金賦課の制限期間 |
| 第78条 | 罰則の執行期限 |
| 第79条 | 聴聞権とファイルへのアクセス権 |
| 第80条 | 決定事項の公表 |
| 第81条 | 欧州連合司法裁判所による審査 |
| 第82条 | アクセス制限の請求と国内裁判所との協力 |
| 第83条 | 欧州委員会の介入に関する実施法 |

| 第IV章 実施、協力、制裁及び執行（つづき） | |
|---------------------------|--|
| 第5節 執行に関する共通規定 | |
| 第84条 | 職業上の秘密 |
| 第85条 | 情報共有システム |
| 第86条 | 代理 |
| 第6節 委任法および実施法 | |
| 第87条 | 委任の発動 |
| 第88条 | 委員会手続き |
| 第V章 最終条項 | |
| 第89条 | 指令2000/31/ECの削除 |
| 第90条 | 指令（EU）2020/1828の改正 |
| 第91条 | 評価 |
| 第92条 | 超大規模オンライン・プラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンの提供者への適用が予想される |
| 第93条 | 効力の発生及び適用 |

出所) EU-Lex「Document 32022R2065」
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>

4. DSAの目的と範囲

- DSAの目的は第1条に明記されており、オンライン上の仲介サービス（intermediary services）がEUの域内市場において適切に機能するように貢献することにあるとされている。
- これはイノベーションが促進されるとともに、欧州憲章に掲げられた基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための調和された規則を定めることで行われるとされている。
- 第2条では、適用されるサービスの範囲について明記しており、EU域内に事務所が所在する、または、域内に所在するサービスの受領者(recipient of the service)に対して提供される仲介サービスに適用されるとされている。

条文（抜粋、仮訳）

第1条 主題

1. 本規則の目的は、イノベーションを促進し、消費者保護の原則を含む本憲章に明記された基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための調和された規則を定めることにより、仲介サービスのための域内市場の適切な機能に貢献することである。
2. 本規則は、域内市場における仲介サービスの提供に関する調和された規則を定める。特に以下の事項を定める：
 - (a) 仲介サービス提供者の責任を条件付きで免除する枠組み
 - (b) 仲介サービス提供者の特定のカテゴリーに合わせた、特定のデューデリジエンス義務に関する規則
 - (c) 管轄当局の協力および当局間の調整を含む、本規則の実施および執行に関する規則

第2条 範囲

1. 本規則は、仲介サービスの提供者がどこに事業所を有するかにかかわらず、域内に事業所を有し、または域内に所在するサービスの受領者に提供される仲介サービスに適用される。
2. 本規則は、仲介サービスの利用を通じてサービスが提供されるか否かにかかわらず、仲介サービスでないサービスまたは当該サービスに関して課される要件には適用されない。

5. DSAの対象となる情報（1/2）

- 「違法コンテンツ」（illegal content）について定義（第3条）されており、仲介サービス事業者による対応の対象とされている。
- 「違法コンテンツ」について、それらの削除を直接義務づける規定はないが、違法コンテンツについては、司法・行政機関からの措置命令への対応結果の報告義務（第9条）や、明白な違法コンテンツを頻繁に投稿する利用者に対するサービス提供停止義務（第23条）がある。
- 「利用規約に違反する情報」（information incompatible with terms and conditions）については、利用規約の内容に関して規定（第14条第1項）されており、利用規約に違反する情報に対する対応として、透明性報告義務（第15条等）や発信者への対応理由の通知（第17条）、苦情処理・紛争解決（第20条・第21条）等を通じた透明化された対応が求められている。

| 項目 | DSAでの定義 | DSAでの言及箇所（抜粋） |
|---|--|--|
| 違法コンテンツ (illegal content) | <ul style="list-style-type: none"> 第3条にて定義されている <p>“「違法なコンテンツ」とは、それ自体または製品の販売やサービスの提供を含む活動に関連して、EU法またはEU法に準拠している加盟国の法律に準拠していない情報を意味する。”（第3条(h)）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 前文12項：「違法コンテンツ」の概念には、違法なコンテンツ、製品、サービス、活動に関連する情報をカバーするために広く定義されるべきとされている <ul style="list-style-type: none"> ✓ 具体例として、それ自体が違法となるヘイトスピーチ、テロリストのコンテンツ、差別的コンテンツや、適用される規則が違法行為に関連するという事実を考慮して違法とする情報を指す、児童の性的虐待を描写した画像の共有、同意のない違法な私的画像の共有、オンラインストーカー行為、非準拠または偽造品の販売、消費者保護法に違反する製品の販売またはサービスの提供、著作権で保護された素材の非正規使用、違法な宿泊サービスの提供、生きた動物の違法な販売などが挙げられている。 第9条：違法コンテンツに関する司法・行政機関からの措置命令への対応結果を報告することとされている 第23条：事前に警告を発した上で、明らかな違法コンテンツを頻繁に提供するサービスの受信者に対して、合理的な期間、サービスの提供を停止しなければならないとされている <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前文63項：明らかに違法なコンテンツを頻繁に提供したり、明らかに根拠のない通知や苦情を、それぞれ本規則に基づき設置されたメカニズムや制度の下で頻繁に提出したりすることによるオンラインプラットフォームの悪用は、信頼を損ない、関係者の権利や正当な利益を害する。したがって、このような悪用に対して、適切で、比例的で、効果的なセーフガードを設ける必要がある。 |
| 利用規約に違反する情報 (information incompatible with terms and conditions) | <ul style="list-style-type: none"> 利用規約に含めるべき内容は、第14条で規定されている 違法コンテンツまたは利用規約に違反する情報に対する対応については、透明化することが複数の条項で定められている | <ul style="list-style-type: none"> 第14条：利用規約の中に、提供されるコンテンツについて、仲介サービスの利用にあたって利用者に課す条件についての情報を含めるものとされている 第15条：透明性の報告義務の中で、報告される情報は違法コンテンツや利用規約に違反した情報等によって分類されることとされている 第17条：利用規約に違反する情報に対して削除等の対応をした場合、利用規約に違反するとみなした理由について通知しなければならないとされている 第20条：違法コンテンツまたは利用規約に違反する情報であることを理由として行った対応に対する内部苦情処理システムへのアクセスを提供しなければならないとされている <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前文58項：サービスの受信者は、オンラインプラットフォームのプロバイダーによる、コンテンツの違法性や、利用規約との不適合に関する特定の決定に対して、容易かつ効果的に異議を申し立てることができるべきである |

5. DSAの対象となる情報（2/2）

- 「偽情報」(disinformation)については、「違法コンテンツ」の定義には含まれていないが、違法コンテンツと併記される形で前文に複数の項目で記載されており、社会的な悪影響を与えるリスクとして偽情報が明記されている。

| 項目 | DSAでの定義 | DSAでの言及箇所（抜粋） |
|-------------------------|--|--|
| 偽情報 (disinformation) | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な定義はされていないが、前文104項で偽情報の説明がある <p>“偽情報や操作的な悪用行為、未成年者への悪影響など、システムリスクが社会と民主主義に及ぼしうる負の影響も考慮すべき領域である。これには、意図的に不正確な、あるいは誤解を招くような情報、または経済的利益を得る目的で作成されたボットや偽アカウントを使用するなど、偽情報を含む情報の増幅を目的とした協調的な操作が含まれ、これらは特に未成年者などサービスの受け手である弱者にとって有害である。”（前文104項）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 前文2項：社会的リスクとして、違法コンテンツとオンライン上の偽情報を併記 前文9項：DSAの目的として、オンラインでの違法コンテンツの流布と、偽情報やその他のコンテンツの流布が引き起こす可能性のある社会的リスクへの対処を明記 前文69項：広告ターゲティングによる悪影響として、偽情報キャンペーンへの加担の可能性を明記 前文83項：VLOPやVLOSEのシステムリスクが公衆衛生に関連する組織的な偽情報キャンペーンからも発生する可能性があることを明記 前文84項：VLOPやVLOSEの提供者はシステムリスクを評価する際、違法ではないが特定されたシステムリスクに寄与する偽情報などの、誤解や欺瞞的なコンテンツを増幅するためのどのようにサービスが利用されるかについて、特に注意を払うべきと明記 前文88項：システムリスクが偽情報キャンペーンに関連する場合には、VLOPやVLOSEの提供者は意識向上の活動も検討する必要があることを明記 前文95項：オンライン広告のもたらす可能性のあるリスクの例として、違法な広告等と併記して、偽情報を明記 前文104項：偽情報に対して、違法コンテンツとは別に、自主規制によって検討されるべき特定の分野であると明記 前文106項：DSAがEUで確立されている自主規制の基礎になりうるとした上で、その具体例として偽情報に関する行動規範について言及 |

6. DSAの規律の対象となるサービス

- オンラインプラットフォームサービス、オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4500万人以上のものがそれぞれVLOP・VLOSEとして欧州委員会から指定される。
 - 各サービス区分別の規律や監督の枠組みは後頁を参照

仲介サービス（intermediary service）

導管サービス：サービスの受信者が提供する情報を通信ネットワークで伝送すること、または通信ネットワークへのアクセスを提供しているサービス（第3条）

キャッシングサービス：情報の送信をより効果的に行うことだけを目的として自動的、中間的、一時的に情報を保管するサービス（第3条）

ホスティングサービス：サービスの受け手から提供され、または受け手から要求された情報の格納を行うサービス（第3条）

オンラインプラットフォームサービス：

ホスティングサービスであって、当該サービスの受領者の要求に応じて、情報を保存し、公衆に配信するサービス（第3条）

VLOP（Very Large Online Platform）：（第33条）

オンラインプラットフォームサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上（EU域内人口の10%）のサービス

オンライン検索エンジンサービス：

任意のテーマに関する照会に基づいて、原則すべてのウェブサイトの検索を実行するために、ユーザーが照会することができ、要求されたコンテンツに関連する情報を、任意の形式で結果を返す仲介サービス（第3条）

VLOSE（Very Large Online Search Engine）：（第33条）

オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上（EU域内人口の10%）のサービス

7. 仲介サービス提供者の責任制限

- DSAの第4条～8条では、仲介サービス提供者の免責について規定している。
- 第4条～6条では、それぞれ「導管サービス」、「キャッシングサービス」、「ホスティングサービス」の免責を規定。
- その上で、第7条では、自主的な調査等の必要な措置を講じたという理由のみで、第4条～6条に規定された免責を受ける資格がないとはみなされないとされており、提供者が自主的に然るべき行動をしていることのみによって責任を負うことがないとされている。

| 条項 | 概要 |
|-------------------------------|---|
| 第4条 単なる導管 | 導管サービスの免責を規定 導管サービスの提供者が、a)送信を開始しない、b)送信先を選択しない、およびc)送信に含まれる情報について選択あるいは修正しないときには責任を負わない |
| 第5条 キャッシング | キャッシングサービスの免責を規定 キャッシングサービスの提供者が、a)情報を改変しない、b)情報のアクセス条件を遵守、c)業界で広く認識されている方法により情報更新の規則を遵守、d)業界で広く理解されている方法により、情報の利用についてデータを得るための技術の合法的な利用を阻害しない、e)送信されたソースとなった情報がネットワークから削除されたか、アクセスが遮断されたという事実、または司法や行政機関からの措置命令を実際に提供者が知ったときに、迅速に情報を削除するか、アクセスを遮断するように行動したという条件の下で、責任を負わない |
| 第6条 ホスティング | ホスティングサービスの免責を規定 ホスティングサービス提供者が、a)違法な活動や違法コンテンツについて実際に知らなかったとき、また損害賠償請求に関して、行為やコンテンツの事実や状況からこれらの違法性が明らかであるとは認識できなかったとき、あるいは2)実際にそのことを知ったか気が付いたときに、迅速に違法コンテンツを削除するか、アクセスを遮断したときには、提供者は責任を負わない |
| 第7条 自主調査および法令遵守 | 自主調査や法令を遵守したことで責任を負うこと（第4～6条の免責の対象外となること）がないことを規定 違法なコンテンツの検出や特定および削除、またはアクセスの無効化を目的とした自主的な調査またはその他の措置を実施したことにより、必要な措置を講じたという理由のみで、4条、5条、および6条に規定された責任の免除を受ける資格がないとはみなされないとされており、提供者が自主的に然るべき行動をしていることのみによって責任を負わない |
| 第8条 一般的なモニタリング及び積極的な事実調査の義務なし | きっかけとなる情報等がないときには、積極的に調査する義務を負わないことを規定 仲介サービスの提供者が送信または保存する情報を監視する一般的な義務や、違法行為を示す事実または状況を積極的に調査する義務は課されない |

参考：第4条～8条、前文26項（抜粋・仮訳）

条文（抜粋、仮訳）

第4条 単なる導管

- サービスの受信者によって提供された情報の通信ネットワークにおける伝送、または通信ネットワークへのアクセスの提供からなる情報社会サービスが提供される場合、サービス提供者は、以下の条件に基づき、伝送またはアクセスされた情報について責任を負わないものとする：
(a)送信を開始しないこと；(b)送信の受信者を選択しない；(c)伝送に含まれる情報を選択または変更しないこと

第5条 キャッシング

- 情報社会サービスが、サービスの受信者によって提供される情報の通信ネットワークにおける伝送から構成されるものとして提供される場合、サービス・プロバイダは、プロバイダが以下の条件を満たすことを条件として、サービスの他の受信者の要求に応じて、その情報の送信をより効率的またはより安全にすることのみを目的として実行される、その情報の自動的、中間的かつ一時的な保存について責任を負わないものとする：
(a)情報を改変しないこと；(b)情報へのアクセスに関する条件を遵守すること；(c)業界で広く認識され使用されている方法で規定された、情報の更新に関する規則に従うこと；(d)情報の使用に関するデータを入手するために、広く認識され産業界で使用されている技術の合法的な使用を妨げないこと；(e)最初の送信元における情報がネットワークから削除されたこと、またはアクセス不能にされたこと、あるいは司法当局または行政当局がそのような削除またはアクセス不能を命じたことを実際に知った場合、保存している情報を削除し、またはアクセス不能にするために迅速に行動すること

第6条 ホスティング

- サービスの受領者によって提供された情報の保存からなる情報社会サービスが提供される場合、サービス提供者は、サービスの受領者の要求により保存された情報に関して、以下の条件において責任を負わないものとする：
(a)違法行為または違法コンテンツを実際に認識しておらず、損害賠償請求に関して、違法行為または違法コンテンツが明白である事実または状況を認識していない；(b)そのような知識または認識を得た場合、違法なコンテンツを削除するか、または違法なコンテンツへのアクセスを無効にするために迅速に行動すること

第7条 自発的な自主調査および法令遵守

仲介サービスのプロバイダーは、善意かつ勤勉な態度で、自発的に自ら違法コンテンツの調査を実施し、もしくは違法コンテンツの検出、特定、削除もしくはアクセス無効化を目的としたその他の措置を講じ、または本規則に定める要件を含むEU法に準拠してEU法および国内法の要件を遵守するために必要な措置を講じたことのみを理由として、第4条、第5条および第6条に定める責任の免除の不適格者とみなされることはない。

前文26項：

法的確実性を確保するため、また、あらゆる種類の仲介サービスのプロバイダが自発的に行っている違法コンテンツの検出、特定、対処を目的とする活動を阻害しないために、プロバイダがそのような活動を行うという事実だけでは、当該活動が誠実かつ勤勉な方法で行われる限り、本規則に定める免責を利用できなくなるものではないことを明確にすべきである～

第8条 一般的な監視義務または積極的な事実調査義務はない

仲介サービスのプロバイダが送信または保存する情報を監視する一般的な義務や、違法行為を示す事実または状況を積極的に調査する義務は、これらのプロバイダには課されない。

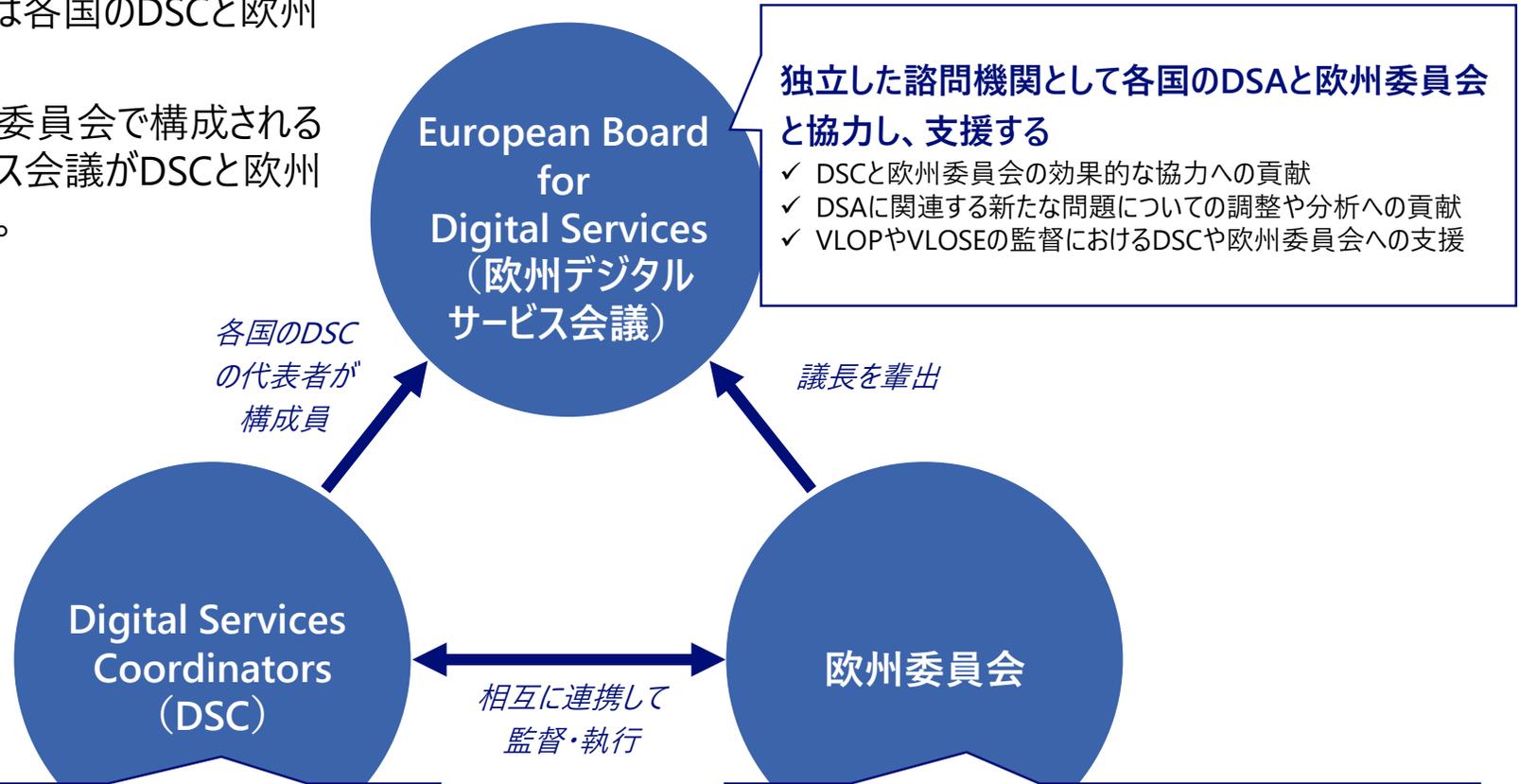
8. サービスごとの規律一覧（マーケットプレイス関係を除く）

| 規律 | 該当条文 | 仲介サービス | ホスティングサービス | オンラインプラットフォーム | VLOP・VLOSE |
|--|---|--------|------------|---------------|------------|
| 違法コンテンツに関する措置命令・情報提供の命令 | 第二章 第9条・第10条 | ● | ● | ● | ● |
| 連絡先（対DSC、対欧州委員会、対閣僚理事会）、サービス提供者の窓口、法定代理人 | 第二章 第11条・第12条・第13条 第14条 第15条 第16条・第17条 第18条 第20条・第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第三章 第28条 第33条 第34条・第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条・第46条・第47条 第48条 | ● | ● | ● | ● |
| 利用規約の要件 | | ● | ● | ● | ● |
| 透明性報告義務 | | ● | ● | ● | ● |
| 利用者への通知・行動の仕組み、情報提供・理由の記載義務 | | ● | ● | ● | ● |
| 刑事犯罪の疑いに関する通知 | | ● | ● | ● | ● |
| 内部苦情処理体制・救済の仕組みと法廷外紛争解決 | | ● | ● | ● | ● |
| 信頼された旗手 | | ● | ● | ● | ● |
| 悪用に対する措置と保護 | | ● | ● | ● | ● |
| オンライン・プラットフォームのプロバイダーに対する透明性報告義務 | | ● | ● | ● | ● |
| オンラインインターフェースのデザインと構成 | | ● | ● | ● | ● |
| オンラインプラットフォームでの広告 | | ● | ● | ● | ● |
| レコメンダー・システムの透明性 | | ● | ● | ● | ● |
| 未成年者のオンラインでの保護 | | ● | ● | ● | ● |
| 超大規模オンライン検索エンジン | | ● | ● | ● | ● |
| リスク評価、リスク軽減 | | ● | ● | ● | ● |
| 危機対応メカニズム | | ● | ● | ● | ● |
| 独立監査（外部リスク監査と公的説明責任） | | ● | ● | ● | ● |
| レコメンダー・システム | | ● | ● | ● | ● |
| オンライン広告の透明性向上 | | ● | ● | ● | ● |
| データへのアクセスと精査（当局・研究者） | | ● | ● | ● | ● |
| コンプライアンス機能 | ● | ● | ● | ● | |
| 透明性に関する報告義務 | ● | ● | ● | ● | |
| 監督手数料 | ● | ● | ● | ● | |
| 標準 | ● | ● | ● | ● | |
| 行動規範、オンライン広告・アクセシビリティの行動規範 | ● | ● | ● | ● | |
| 危機対応への協力 | ● | ● | ● | ● | |

※第30条「トレーダーのトレーサビリティ」、第31条「コンプライアンス・バイ・デザイン」、第32条「情報を通知される権利」は遠隔契約ができるオンラインプラットフォームサービスに適用される規定、
ただし第29条「零細企業及び中小企業の除外」に該当する事業者は適用から除かれる

9. 執行・監督の枠組み

- DSAの執行・監督は各国のDSCと欧州委員会が担う。
- DSCの代表と欧州委員会で構成される欧州デジタルサービス会議がDSCと欧州委員会を支援する。



加盟国内におけるDSAの監督・執行の権限を有する

(ただし、VLOP・VLOSEに対する監督・執行は欧州委員会が担う)

- ✓ EU加盟国はDSAの適用および執行に責任を有する所管当局としてDSCを指定する
- ✓ DSCはDSAの執行の権限と責任を国内において負うとともに、欧州委員会ならびに他の加盟国との連携を行う

VLOP・VLOSEの指定と監督・執行を担う

- ✓ 欧州委員会は、VLOP・VLOSEのみに課される追加義務について、独占的な監督および執行の権限を有する（追加義務以外についても、VLOP・VLOSEに対する監督・執行する権限を有する）
- ✓ 欧州委員会と各国のDSCは、DSAを一貫して効率的に適用するために、緊密に協力し、相互に援助しあう

10. 各国におけるDSCの任命状況（2024年2月16日現在）

- 2024年2月16日現在、EU加盟国27か国中16か国がDSCに任命した機関を公表している。
- 公表している16か国のうち、12か国が通信系の当局をDSCに指名している。

■ : 通信系当局
 - : 公表なし

| 加盟国 | DSC任命機関 |
|---------|--|
| オーストリア | Austria Communications Authority (オーストリア通信局) |
| イタリア | Authority for Communications Guarantees (通信規制庁) |
| ベルギー | - |
| ラトビア | - |
| ブルガリア | Communications Regulation Commission (通信規制委員会) |
| リトアニア | - |
| クロアチア | Croatian Regulatory Authority for Network Industries (HAKOM) (クロアチアネットワーク産業規制庁) |
| ルクセンブルク | Competition Authority (競争庁) |
| キプロス | Cyprus Radiotelevision Authority (キプロスラジオテレビ局) |
| マルタ | - |
| チェコ共和国 | Czech Telecommunication Office (チェコ通信局) |
| オランダ | Authority for Consumers and Markets (ACM) (オランダ消費者市場庁) |
| デンマーク | Danish Competition and Consumer Authority (デンマーク競争・消費者庁) |

| 加盟国 | DSC任命機関 |
|--------|--|
| ポーランド | - |
| エストニア | - |
| ポルトガル | National Communications Authority (ANACOM) (国家通信局) |
| フィンランド | Finnish Transport and Communications Agency (TRAFICOM) (フィンランド運輸通信庁) |
| ルーマニア | National Authority for Management and Regulation in Communications (ANCOM) (通信管理規制機関) |
| フランス | - |
| スロバキア | - |
| ドイツ | - |
| スロベニア | - |
| ギリシャ | - |
| スペイン | National Commission for Markets and Competition (国家市場競争委員会) |
| ハンガリー | National Media and Infocommunications Authority (国家メディア情報通信局) |
| スウェーデン | Post and Telecom Authority (郵便・電気通信局) |
| アイルランド | Media Commission (メディア委員会) |

※ドイツは欧州委員会のwebページでは公表されていない（24年2月16日時点）が、German Digital Services Act（ドイツ版DSA）の中では、連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur）がDSCとして任命されている

参考：ドイツにおけるDSAの施行に向けた動き

- ドイツのネットワーク執行法（ソーシャルネットワークにおける法執行の改善に関する法律、NetzDG）は、2017年10月に発効した法律（2021年6月に大幅な改正）であり、ソーシャルネットワーク事業者に対して、苦情処理や報告義務、課徴金等が規定されている。
- DSAの全面施行にあたり、ドイツ版DSA（German Digital Services Act、ドイツ語名 Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)）によって、ネットワーク執行法（NetsDG）の大部分が置き換えられることになる。
 - DDGの第29条で、NetzDGの改正について明記されており、DSAによって大部分が置き換えられること、また、進行中の課徴金手続きはネットワーク執行法の下で存続すること等が明記されている。

ネットワーク執行法（NetzDG）とドイツ版DSA（DDG）の監督・執行の変更

～2024年2月16日

違法コンテンツに関する法規制：
ネットワーク執行法（NetsDG）

監督・執行当局：
連邦司法省 (BfJ)

2024年2月17日～（DSAの全面施行）

違法コンテンツに関する法規制：
DSA（German Digital Services Act、ドイツ語名 Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)）

※ネットワーク執行法の大部分をDSAに置き換え

監督・執行当局：DSC（連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur)）

※連邦司法省（BFJ）はネットワーク執行法の下での経過措置に伴う処理について、引き続き執行・監督の責任を負うことになる

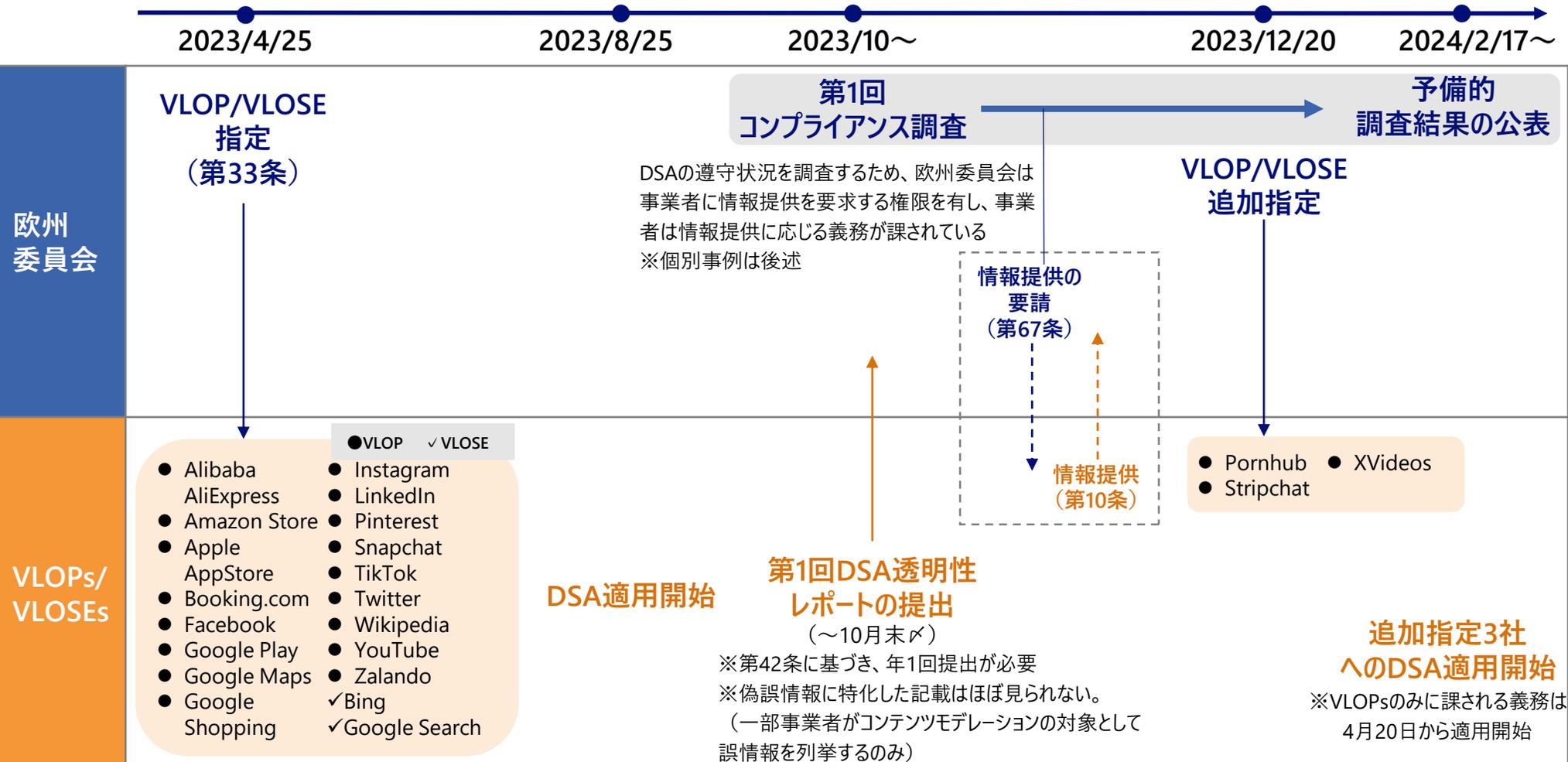
11. VLOPs/VLOSEsに対する執行の手順

- VLOPs/VLOSEsの義務についてコンプライアンス調査により違反の疑いがある場合、法的手続きを経て、違反が決定される。
- 緊急性が高い場合には暫定措置を命じるほか、VLOPs/VLOSEsから欧州委員会に対してコミットメントの提案が可能。

| | 概要 | 欧州委員会の実際の動き |
|--------------------|---|---|
| VLOP/VLOSEの指定と適用開始 | <ul style="list-style-type: none"> •VLOP/VLOSEの指定（第33条）の4か月後からVLOPs/VLOSEs対象の義務が適用開始 | <ul style="list-style-type: none"> •2023年4月25日にVLOP17者、VLOSE2者を指定 •2023年12月20日にVLOP3者を追加で指定 |
| コンプライアンス調査開始 | <ul style="list-style-type: none"> •遵守のモニタリング（第72条）や信頼できる情報源から得た情報を評価し、DSA違反について欧州委員会が疑念を抱いた場合、欧州委員会は調査を行う。欧州委員会は情報提供の要請（第67条）やインタビューの実施（第68条）、立入検査（第69条）を行うことができる。 •欧州委員会はDSCと協力しながら（第57条）、VLOPs/VLOSEsに対し信頼できる一貫性のある証拠を収集するために、いつでも調査権限を行使できる（第66条）。 | <ul style="list-style-type: none"> •2023年10月から特定のVLOPに対して情報提供を複数回にわたり要請 |
| 法的手続きの開始 | <ul style="list-style-type: none"> •コンプライアンス調査後もDSA違反の疑念が残る場合、欧州委員会は法的手続きを開始できる（第66条）。 •欧州委員会は対象のVLOPs/VLOSEsに対し、欧州委員会が異議を申立てた事項やVLOPs/VLOSEs講じるべき措置を含む、予備的調査結果について説明の機会を与えなければならない（第74条）。 | <ul style="list-style-type: none"> •2023年12月にX、2024年2月にTikTokに対する法的手続きを開始 |
| 暫定措置 コミットメント | <ul style="list-style-type: none"> •法的手続きで違反認定がなされる可能性があり、かつサービス利用者に重大な損害が及ぶ緊急の可能性がある場合、欧州委員会は明白な違反の証拠に基づき、VLOPs/VLOSEsに対し相応かつ一時的な暫定措置を命じることを決定できる（第70条）。 •法的手続き中にVLOPs/VLOSEsが遵守確保のためのコミットメントを申し出た場合、欧州委員会はコミットメントに拘束力を持たせた上で、法的手続きの中止を宣言できる。（第71条） | - |
| 違反の決定 | <ul style="list-style-type: none"> •VLOPs/VLOSEsがDSAの関連規定への違反や、暫定措置やコミットメントに適合していないと欧州委員会が判断した場合、違反の決定を行う（第73条）。 •欧州委員会はVLOPs/VLOSEsに対し、遵守を確保するために必要な措置を指定期間内に講じること、遵守のために講じる措置の予定について情報提供することを命じる（第73条）。 •違反が決定された場合、前会計年度における全世界年間売上高の6%を超えない制裁金を課すことができる（第79条）。 | - |

参考：VLOP/VLOSEの指定と適用開始のタイムライン

- 欧州委員会は、23年4月25日にVLOPs17者とVLOSEs2者を指定し、第1回指定事業者は、同年8月25日から規律が適用開始。
- 2023年12月20日に、アダルトサイト3者をVLOPsとして追加指定し、VLOPsの規定については指定から4カ月後の2024年4月20日から、それ以外の規定は同年2月17日から適用開始となる。
- 2023年10月より欧州委員会はコンプライアンス調査を開始。VLOPsとVLOSEsに対し遵守状況に関する情報提供を要請している。



参考：DSA透明性レポートにおける偽誤情報に関する記載

- 2023年10月末までにVLOPs/VLOSEsから提出された第1回DSA透明性レポートにおいて、偽誤情報に関する記載を抽出した。
- 第15条1項で定められた透明性レポートの報告事項のうち、コンテンツモデレーションに関する取り組みの箇所で、「誤情報」等のコンテンツへの対処の必要性やファクトチェックに関する言及があった（Metaを除く）。

| VLOPの提供事業者 | レポート内の記載箇所（章タイトル） | 記載内容 |
|------------|---|--|
| Google | <ul style="list-style-type: none"> Googleの自主的な判断によるコンテンツモデレーションの取り組み | <ul style="list-style-type: none"> Googleの各サービスにおいて、コンテンツモデレーションの実施件数が違法コンテンツまたは利用規約への違反の類型別に公表されている。YouTubeのみ「誤情報」の類型が設けられ、2,474件実施したと記載されている。 |
| Meta | <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> （レポート中に「偽情報」「誤情報」に関する言及なし） ※Metaの自主的な判断によるコンテンツモデレーションの実施における類型には、暴力的コンテンツ、ヘイトスピーチは含まれるが、情報の正確性に基づく分類はなされていない。 |
| TikTok | <ul style="list-style-type: none"> コンテンツモデレーションの取り組み | <ul style="list-style-type: none"> 自動化されたレビューの方法の一つとして、ファクトチェック団体と協力して作成したキーワードリストによる違反コンテンツの検出が記載されている。 人間によるレビューで確認すべき「文脈やニュアンスの理解を必要とするコンテンツ」の例として誤情報、ヘイトスピーチ、ハラスメントが挙示されている。 （措置の対象となるコンテンツの類型に「偽情報」「誤情報」は設けられていない） |
| | <ul style="list-style-type: none"> TikTokのモデレーター（人材） | <ul style="list-style-type: none"> TikTokが各国の言語や文化等に特化した「誤情報専門モデレーター」を抱えていることについて説明されており、有害な誤情報の評価には追加的な文脈と専門のモデレーターによる確認が必要であると述べられている。 |
| X | <ul style="list-style-type: none"> コンテンツモデレーションの取り組みに関する記述 | <ul style="list-style-type: none"> Xが異なる意見や視点についてオープンな議論を目指すうえで促進すべき「対抗言論（counter speech）」の説明として、事実を提示して誤った発言（misstatements）や誤解（misperceptions）を訂正するものであると説明がなされている。 （措置の対象となるコンテンツの類型に「偽情報」「誤情報」は設けられていない） |

参考：VLOPに対する欧州委員会からの情報提供の要請と法的手続きの状況（1/2）

| | VLOP (事業者名) | 経緯 | 提供を要請した情報・論点 |
|-----------------|---------------------------------|--|--|
| 2023年 10月12日 | X | <ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツや偽情報（特にテロリスト、暴力的なコンテンツ、ヘイトスピーチ）の拡散が疑われるとの指摘を欧州委員会が受け、開始 ハマスによるイスラエルへのテロ攻撃が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 危機対応プロトコル（第48条）の発動と機能に関する質問（10月18日期限） その他の義務への遵守状況に関する質問（10月31日期限） ※違法コンテンツに関する通知、苦情処理、リスク評価、特定されたリスクへの軽減措置に関する方針や対応を含む |
| 10月19日 | TikTok | <ul style="list-style-type: none"> ハマスによるイスラエルへのテロ攻撃が発生し、偽情報（特にテロリスト、暴力的なコンテンツ、ヘイトスピーチ）の拡散が疑われる | <ul style="list-style-type: none"> 危機対応における違法コンテンツや偽情報の拡散に関するリスク評価（第34条）と軽減措置（第35条）の詳細（10月25日期限） オンライン上の未成年者の保護に関する規定（第28条）への遵守状況（11月8日期限） |
| | Facebook Instagram (Meta) | <ul style="list-style-type: none"> ハマスによるイスラエルへのテロ攻撃が発生し、偽情報（特にテロリスト、暴力的なコンテンツ、ヘイトスピーチ）の拡散が疑われる | <ul style="list-style-type: none"> 選挙の完全性を保護するためのリスク評価（第34条）と軽減措置（第35条）（11月8日期限） 危機対応における違法コンテンツや偽情報の拡散に関するリスク評価（第34条）と軽減措置（第35条）の詳細（10月25日期限） |
| 11月9日 | YouTube (Google) | <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者保護の義務（第28条）のうち、精神的・身体的健康へのリスクの評価と軽減措置の詳細（11月30日期限） |
| | TikTok | <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者のサービス利用に関する義務（第28条）の遵守状況（11月30日期限） |
| 11月10日 | Facebook Instagram (Meta) | <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者保護の義務（第28条）のうち、精神的・身体的健康へのリスクの評価と軽減措置の詳細（12月1日期限） |
| | Snapchat (Snap) | <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者のサービス利用に関する義務（第28条）の遵守状況（12月1日期限） |
| 12月1日 | Facebook Instagram (Meta) | <ul style="list-style-type: none"> Instagramにおける自作の児童への性的虐待画像の流通 | <ul style="list-style-type: none"> 未成年者保護の義務（第28条）のうち、精神的・身体的健康へのリスクの評価と軽減措置の詳細（12月22日期限） Instagramにおける「おすすめ」システム（第27条）と潜在的に有害なコンテンツの増幅（第34条）に関する情報（12月22日期限） |

参考：日EU・ICT政策対話（第29回）の結果

- 総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局とともに、2024年2月20日（火）に、日EU・ICT政策対話（第29回）を開催。
- 本政策対話は、ICT分野における政策について日EUの政府間で相互理解を深め、連携・協力を推進することを目的としており、ICT分野の重要テーマに関し、双方の最新の取組について活発な議論を実施。
- オンラインプラットフォームに関連する議論の中では、偽・誤情報に関する双方の取組を説明・議論した上で、相互の協力を深めていくことを確認。

| 項目 | 概要 |
|------------------|---|
| AI | 日本側から、広島AIプロセスへの賛同国増加に向けたアウトリーチや企業等による国際行動規範への支持拡大に向けた今後の取組を説明し、特に本年5月のOECD閣僚理事会での議論に向け協力していくことが日EU双方で確認された。また、AI事業者ガイドラインの検討状況について説明した。EU側からはAI規則制定に向けた今後の流れについて説明があった |
| 海底ケーブル | 日本側から、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度に基づく取組及びデータセンターや海底ケーブル等の分散立地によるデジタルインフラの強靱化に向けた取組について、EU側からは、海底ケーブルに対して実施している支援内容について説明があり、今後の協力について議論した |
| 5G・Beyond 5G/6G等 | Beyond5G/6Gの標準化を見据えた共同研究実施に向けたそれぞれの取組の進捗について日EU双方から説明を行い、意見交換を行った。また、Open RANを含む通信インフラのレジリエンス確保等について、オープンなネットワークの重要性を双方で確認した |
| オンラインプラットフォーム | 日本側から、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報及び偽・誤情報について、総務省のこれまでの取組や今後の方向性を説明した。EU側からは、デジタルサービス法（DSA）及び偽情報に関する行動規範について説明があり、特に、偽・誤情報対策に関する協力を深めていくことを確認した |
| サイバーセキュリティ | 日本側から、NOTICEプロジェクトにおける新たな取組の紹介、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）で行われているサイバーセキュリティ人材育成の取組状況、日米EUのISAC国際連携に向けた取組について説明した。EU側からは、サイバーレジリエンス法に係る施行準備状況、サイバー連帯法に基づくサイバー脅威に対する取組について説明があった。特に、IoTのセキュリティや途上国に対するサイバーセキュリティ能力構築支援について継続的に議論していくこととなった |

参考資料（主な条文と概要）

参考：第3条「定義」

■ 第3条「定義」では、本規約で使われる言葉の定義がされている。

- 「情報社会サービス（information society service）」、「サービス受領者（recipient of the service）」、「消費者（consumer）」、「域内でのサービス提供（to offer services in the Union）」、「域内との実質的な関係（substantial connection to the Union）」、「取引者（trader）」、「仲介サービス（intermediary service）」（「単なる導管サービス（mere conduit）」、「キャッシングサービス（caching service）」ホスティングサービス（hosting service）を含む）、「違法コンテンツ（illegal content）」、「オンラインプラットフォーム（online platform）」、「オンライン検索エンジン（online search engine）」、「一般への普及（dissemination to the public）」、「遠隔契約（distance contract）」、「オンラインインターフェース（online interface）」、「設置のデジタルサービスコーディネーター（Digital Services Coordinator of establishment）」、「送信先のデジタルサービスコーディネーター（Digital Services Coordinator of destination）」、「オンラインプラットフォームの能動的な受領者（active recipient of an online platform）」、「オンライン検索エンジンの能動的な受領者（active recipient of an online search engine）」、「広告（advertisement）」、「レコメンダーシステム（recommender system）」、「コンテンツモデレーション（content moderation）」、「利用規約（terms and conditions）」、「障がい者（persons with disabilities）」、「商業通信（commercial communication）」、「売上高（turnover）」についての定義がされている。

条文（抜粋、仮訳）

第3条 定義

- (a)「情報社会サービス」：（EU）2015/1535の第1条(1)(b)に定義される「サービス」
- (b)「サービス受領者」：情報を求める目的またはアクセス可能にする目的で仲介サービスを利用する自然人または法人
- (d)「EU域内でのサービス提供」：1から複数の加盟国の自然人・法人が、域内と実質的な関係を有する仲介役務の提供者の役務を利用できるようにすること
- (e)「域内との実質的な関係」：仲介サービス提供者が域内に設立されたこと、または以下のような特定の事実上の基準から生じる域内との関係
- 1つから複数の加盟国において、その加盟国または加盟国の人口との関係で、相当数のサービスの受領者がいること
 - 1つから複数の加盟国を対象とした活動
- (g)「仲介サービス」とは、次のいずれかの情報社会サービスをいう：
- (i)「単なる導管」サービス：当該サービスの受信者が提供する情報の通信ネットワークにおける送信又は通信ネットワークへのアクセスの提供からなるもの
- (ii)「キャッシング」サービス：サービスの受信者が提供する情報の通信ネットワークにおける送信からなり、当該情報の自動的、中間的かつ一時的な保存を伴うものであって、当該情報の他の受信者からの要求に応じて、当該情報の他の受信者への送信をより効率的にすることのみを目的として行われるもの
- (iii)「ホスティング」サービスであって、サービスの受領者から提供された情報を、その受領者の要求に応じて保管するサービス
- (h)「違法コンテンツ」とは、それ自体として、または製品の販売やサービスの提供を含む活動に関連して、EU法またはEU法に準拠している加盟国の法律に準拠していない情報

(i)「オンラインプラットフォーム」：ホスティングサービスであって、当該サービスの受領者の要求に応じて、情報を保存し、公衆に配信するもの。ただし、当該活動が、他のサービスの軽微かつ純粋に付随的な機能であるか、または主たるサービスの軽微な機能であって、客観的かつ技術的な理由により、当該他のサービスなしには利用できず、かつ、当該機能または特徴を他のサービスに統合することが本規則の適用を回避する手段でない場合を除く

(j)「オンライン検索エンジン」：キーワード、音声リクエスト、フレーズまたはその他の入力形式による任意の主題に関するクエリに基づいて、原則としてすべてのウェブサイト、または特定の言語によるすべてのウェブサイトの検索を実行するために、利用者がクエリを入力することができ、要求されたコンテンツに関連する情報を見つけることができる任意の形式で結果を返す仲介サービス

(l)「遠隔契約」とは、指令2011/83/EUの第2条(7)に定義される「遠隔契約」

(s)「レコメンダーシステム」とは、サービスの受信者によって開始された検索の結果として、またはその他の方法で表示される情報の相対的な順序または優先順位を決定することを含め、サービスの受信者にオンラインインターフェースで特定の情報を提案し、またはその情報に優先順位を付けるためにオンラインプラットフォームによって使用される完全または部分的に自動化されたシステム

(t)「コンテンツモデレーション」：自動化されているか否かを問わず、仲介サービスのプロバイダーが行う活動であって、特に、サービスの受信者が提供する違法コンテンツまたはその利用条件と両立しない情報を検出、特定、対処することを目的とするものをいい、降格、無効化、アクセス不能化、削除など、違法コンテンツまたはその情報の利用可能性、可視性、アクセス可能性に影響を与える措置、または受信者のアカウントの終了もしくは停止など、サービスの受信者がその情報を提供する能力に影響を与える措置を含む

参考：第14条「利用規約」

- 第14条「利用規約」は、仲介サービス提供者は、サービス利用規約の中に、サービスの受け手により提供されるコンテンツについて、仲介サービスの利用にあたって利用者に課す条件についての情報を含めるものとしてされている。
- この条件についての情報には、アルゴリズムや人間の判定によるコンテンツモデレーションのために利用される方針、手続き、手段およびツールについての情報を含み、また苦情処理システムにおける処理方法に関する情報を含むものとされている。
- また、その情報については、分かりやすく、ユーザーフレンドリーであること等も求められている。

条文（仮訳）

第14条 利用規約

（第1項）仲介サービスの提供者は、そのサービスの受領者が提供する情報に関して、そのサービスの利用に関連して課す制限に関する情報を、その利用条件に含めなければならない。その情報には、アルゴリズムによる意思決定と人間によるレビューを含む、コンテンツ調整の目的で使用される方針、手続き、手段、ツール、および内部苦情処理システムの手続き規則に関する情報を含めるものとする。その情報は、明確かつ平易で、分かりやすく、ユーザーフレンドリーで、曖昧さのない言語で記載され、容易にアクセス可能で機械可読な形式で一般に公開されなければならない。

（第2項）仲介サービスの提供者は、利用条件に重要な変更があった場合、サービスの受領者に通知しなければならない。

（第3項）仲介サービスが主として未成年者を対象とするものであるか、または未成年者が主として利用するものである場合、当該仲介サービスの提供者は、未成年者が理解できるような方法で、サービスの利用条件および利用制限を説明しなければならない。

（第4項）仲介サービスの提供者は、表現の自由、メディアの自由および多元性、その他本憲章に謳われている基本的権利および自由など、サービスの受け手の基本的権利を含め、関係者全員の権利および正当な利益を十分に考慮した上で、第1項にいう制限の適用および実施において、真摯に、客観的に、かつ、適切な方法で行動しなければならない。

（第5項）超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、サービスの受け手に対し、利用可能な救済および救済メカニズムを含む諸条件の簡潔で容易にアクセスでき、かつ機械が読み取り可能な要約を、明確かつ曖昧さのない言語で提供しなければならない。

（第6項）第33条にいう超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンは、サービスを提供するすべての加盟国の公用語で利用規約を公表しなければならない。

参考：第16条「通知と行動の仕組み」、第17条「理由の通知」

- 第16条「通知と行動の仕組み」、第17条「理由の記載」はホスティングサービス提供者に関する追加規定として明記されている。
- 第16条では、ホスティングサービス提供者は、個人または団体が違法コンテンツであるとする特定の情報項目がホスティングサービス上に掲載されていることについて、個人または団体に対して容易かつ電子的に通知できる仕組み（mechanisms）を導入するものとする、とされている。
 - この通知の仕組みは十分に正確で満足できる裏付けのある通知の提出となることを可能にするものでなければならないとされ、違法コンテンツであるとする個人または団体は、その理由の説明や根拠となるURL、通知を行った個人や団体の名前やメールアドレス等の要素が含まれるようにすべきとされている。
- 第17条では、ホスティングサービス提供者が、(a)サービスの受け手（recipients）から投稿された特定のコンテンツを削除あるいはアクセス遮断する、(b)報酬支払いの停止、打ち切りまたは制限、(c)サービス提供の全面的又は一部停止または打ち切り、(d)アカウントの停止または打ち切りにあたっては、これらの措置を講ずるよりも前に、措置を決定したこと、決定に至った理由について、サービスの受け手に説明しなければならない、とされている。

条文（抜粋、仮訳）

第16条 通知と行動の仕組み

（第1項）ホスティングサービスのプロバイダは、個人または団体が違法コンテンツとみなす特定の情報項目がそのサービス上に存在することを通知できるような仕組みを設置しなければならない。これらの仕組みは、アクセスが容易でユーザーフレンドリーでなければならない、電子的手段のみによる通知の提出を認めなければならない。

第17条 理由の通知

（第1項）ホスティングサービスの提供者は、サービスの提供を受ける者が提供する情報が違法なコンテンツであること、またはその利用条件に適合しないことを理由として、以下のいずれかの制限を行う場合、影響を受けるサービスの提供を受ける者に対して、明確かつ具体的な理由を説明するものとする：

- (a) コンテンツの削除、コンテンツへのアクセスの無効化、またはコンテンツの降格を含む、サービスの受領者が提供する情報の特定の項目の可視性の制限
- (b) 金銭の支払いの停止、終了またはその他の制限
- (c) 本サービスの全部または一部の提供の停止または終了
- (d) 本サービスの受領者のアカウントの停止または終了

参考：第20条「内部苦情処理体制」

- 第20条「内部苦情処理体制」はオンラインプラットフォーム提供者に関する追加規定として明記されている。
- 第20条では、オンラインプラットフォーム提供者は、通知を受けた情報が違法コンテンツまたは利用規約違反であることを理由として下した決定に対して、少なくとも6ヶ月間は通知を提出したサービス受領者に対し、電子的かつ無料で苦情を申し立てることができる効果的な内部苦情処理システムへのアクセスを提供しなければならない、とされている。
 - 6か月の期間は、第16条第5項、第17条に従ってサービス受領者が提出した通知を受けた日が開始日となる。
 - オンラインプラットフォーム提供者は、内部苦情処理システムをユーザーフレンドリーに構築しなければならない。
 - サービス受領者からの通知に対してオンラインプラットフォーム提供者が行う決定には、通知された情報へのアクセスの削除・無効・可視性の制限をずる、通知されたユーザーに対するサービスの提供の全部または一部を停止・解約する、通知されたアカウントを停止・解約する、通知されたユーザーが提供した情報を一時停止、終了、またはその他の方法で収益化する能力を制限する、等が挙げられる。

条文（抜粋、仮訳）

第20条 内部苦情処理体制

（第1項）オンライン・プラットフォーム提供者は、通知を提出した個人または団体を含むサービスの受領者に対し、本項に定める決定後少なくとも6ヶ月間は、受領者が提供した情報が違法コンテンツであることまたはその利用条件に適合しないことを理由として、通知を受領した際にオンライン・プラットフォームのプロバイダが行った決定またはオンライン・プラットフォームのプロバイダが行った以下の決定に対して、電子的かつ無料で苦情を申し立てることができる効果的な内部苦情処理システムへのアクセスを提供しなければならない：

- (a) 情報へのアクセスを削除するか、無効にするか、または可視性を制限するかどうかの決定
- (b) 受信者に対するサービスの提供の全部または一部を停止または終了するか否かの決定
- (c) 受信者のアカウントを停止または解約するか否かの決定
- (d) 受信者によって提供された情報を収益化する能力を停止、終了、またはその他の方法で制限するかどうかの決定

参考：第28条「未成年者のオンラインでの保護」

- 第28条「未成年者のオンラインでの保護」はオンラインプラットフォーム提供者に関する追加規定として明記されている。
- 第28条では、未成年者がアクセス可能なオンラインプラットフォーム提供者は、そのサービスにおいて、未成年者のプライバシー、安全、およびセキュリティを高い水準で確保するために、適切かつ相応の措置を講じなければならない、とされている。
 - 具体的には、オンラインプラットフォーム提供者は、サービスの受け手が未成年者であることを合理的な確実性をもって認識している場合、サービスの受信者の個人情報を使用したプロファイリングに基づく広告をインターフェイス上で提示してはならない、などの規制がある。

条文（仮訳）

第28条 未成年者のオンラインでの保護

（第1項）未成年者がアクセス可能なオンラインプラットフォームの提供者は、そのサービスにおいて、未成年者のプライバシー、安全、およびセキュリティを高い水準で確保するために、適切かつ相応の措置を講じなければならない。

（第2項）オンラインプラットフォームの提供者は、サービスの受信者が未成年者であることを合理的な確実性をもって認識している場合、サービスの受信者の個人情報を使用して、規則（EU）2016/679の第4条（4）に定義されるプロファイリングに基づく広告をそのインターフェイス上で提示してはならない。

（第3項）本条に定める義務の遵守は、オンラインプラットフォームのプロバイダに対し、サービスの受領者が未成年者であるか否かを評価するために追加の個人データを処理することを義務付けるものではない。

（第4項）欧州委員会は、理事会に諮問した後、オンラインプラットフォームのプロバイダーが第1項を適用するのを支援するためのガイドラインを発行することができる。

参考：第34条「リスク評価」

- 第34条「リスク評価」はVLOP・VLOSEに関する追加規定として明記されている。
- 第34条では、VLOP・VLOSEは、サービスおよびアルゴリズムシステムを含む関連システムの設計・機能、またはそのサービスの利用に起因する欧州域内のシステムリスクを真摯に特定・分析・評価をしなければならない、とされている。
 - 第33条第6項第2号で言及されている適用日または少なくとも1年に1回、いかなる場合においても、特定されたリスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前に、リスク評価を実施しなければならない。
 - リスク評価を実施する際、特に、推奨システムの設計や、コンテンツモデレーションシステム、適用される条件、広告の選択・表示システム、VLOP・VLOSEの慣行に関するデータ等の要素が、システム上のリスクに影響を及ぼすかどうかを考慮する必要がある。
 - VLOP・VLOSEは、リスク評価の実施後少なくとも3年間、リスク評価の裏付けとなる文書を保存し、要請があれば欧州委員会および設置のデジタルサービスコーディネーターに伝達しなければならない。

条文（抜粋、仮訳）

第34条 通知と行動の仕組み

（第1項） 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの提供者は、そのサービスおよびアルゴリズムシステムを含む関連システムの設計もしくは機能、またはそのサービスの利用に起因する、域内のシステムリスクを真摯に特定、分析および評価しなければならない

リスクアセスメントは、第33条第6項第2号で言及されている適用日までに、また、その後少なくとも1年に1回、さらに、いかなる場合においても、本条に従って特定されたリスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前に、実施しなければならない。このリスク評価は、そのサービスに特有であり、システムリスクに比例し、その重大性と蓋然性を考慮したものでなければならず、以下のシステムリスクを含むものとする：

(a) そのサービスを通じて違法なコンテンツが広まること

(b) 基本的権利、特に憲章第1条に規定される人間の尊厳、憲章第7条に規定される私生活および家族生活の尊重、憲章第8条に規定される個人情報の保護に関する基本的権利の行使に対する、現実または予見可能な悪影響、憲章第11条に謳われるメディアの自由と多元性を含む表現と情報の自由、憲章第21条に謳われる非差別、憲章第24条に謳われる児童の権利の尊重、憲章第38条に謳われる高水準の消費者保護

(c) 市民的言論や選挙プロセス、治安に及ぼす実際の、あるいは予測可能な悪影響

(d) ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生および未成年者の保護、人の身体的・精神的福利に対する深刻な悪影響に関連する、実際または予見可能な悪影響

参考：第35条「リスク軽減」

- 第35条「リスク軽減」はVLOP・VLOSEに関する追加規定として明記されている。
- 第35条では、VLOP・VLOSEは、第34条に従って特定されたシステミックリスクに合わせた、合理的、比例的かつ効果的な緩和措置を、当該措置が基本的権利に与える影響に配慮して講じなければならない、とされている。
 - 当該措置には、レコメンダー・システムや広告システム適合、システムリスク検知への監督強化、第22条・第21条へのコミット、第45条・第48条に基づいた他の提供者との協力、オンライン・インターフェースの適合、年齢認証やペアレンタル・コントロール・ツール、未成年者の支援ツールなど、的を絞った措置等が含まれる。
 - 閣僚理事会は委員会と協力して、年1回、VLOP・VLOSEの「リスク評価」及び「リスク軽減」に関する包括的な報告書を公表するものとされている。

条文（抜粋、仮訳）

第35条 一般的な監視義務または積極的な事実調査義務はない

（第1項） 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの提供者は、第34条に従って特定された特定のシステミックリスクに合わせた、合理的、比例的かつ効果的な緩和措置を、当該措置が基本的権利に与える影響に特に配慮して講じなければならない。当該措置には、該当する場合、以下が含まれる

- (a) オンライン・インターフェースを含む、サービスのデザイン、特徴または機能を適合させること
- (b) 利用規約及びその実施方法を変更すること
- (c) 特に違法なヘイトスピーチやサイバー暴力に関して、特定の種類の違法コンテンツに関連する通知の処理速度や質、適切な場合には、通知されたコンテンツの迅速な削除やアクセス不能化、また、関連する意思決定プロセスやコンテンツ調整のための専用リソースの適応を含む、コンテンツ調整プロセスの適応
- (d) レコメンダー・システムを含むアルゴリズム・システムをテストし、適応させること
- (e) 広告システムを適合させ、提供するサービスに関連する広告の提示を制限または調整することを目的とした的を絞った措置を採用すること； (f) 特にシステミックリスクの検知に関して、その活動の内部プロセス、リソース、テスト、文書化、または監督を強化すること
- (g) 第22条に従った信頼される旗振り業者との協力、および第21条に従った裁判外の紛争解決機関の決定の実施を開始または調整すること
- (h) 第45条および第48条にそれぞれ言及される行動規範および危機プロトコルを通じて、オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンの他のプロバイダーとの協力を開始または調整すること
- (i) サービスの受領者により多くの情報を提供するために、啓発措置を講じ、オンライン・インターフェースを適合させること
- (j) 児童の権利を保護するために、年齢認証やペアレンタル・コントロール・ツール、未成年者が虐待を通報したり支援を受けたりするのを支援するためのツールなど、的を絞った措置を適宜講じること
- (k) 既存の人物、物、場所、その他の実体や事象に著しく類似し、真正または真実であるかのように人に誤認させるような情報の項目が、生成または操作された画像、音声または動画であるかどうかにかかわらず、オンライン・インターフェースに表示される際に目立つマークによって区別できるようにし、さらに、サービスの受信者がそのような情報を示すことができる使いやすい機能を提供すること

参考：第42条「透明性に関する報告義務」

- 第15条で規定された仲介サービス提供者への透明性の報告義務に加えて、第42条「透明性に関する報告義務」は、VLOP・VLOSEに関する追加規定として明記されている。
- 第42条では、VLOP・VLOSEは、遅くとも第33条(6)第2号で言及される申請日から2ヶ月後までに第15条で言及される報告書を公表し、その後は少なくとも6ヶ月ごとに公表しなければならない、とされている。
 - 公表する報告書には、VLOP・VLOSEが、EU内で提供されるサービスに関して、コンテンツモデレーションに充てる人的資源、および当該職員の資格・言語的専門知識、ならびに研修および支援制度、第15条第1項(e)に掲げる正確性の指標及び関連情報を含む必要がある。
 - VLOP・VLOSEは、第37条(4)に基づく各監査報告書の受領後、遅くとも3ヶ月以内に、過度の遅滞なく、各国のデジタルサービスコーディネーターおよび欧州委員会に送信し、一般に公開しなければならない。

条文（仮訳）

第42条 透明性に関する報告義務

（第1項） 超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンの提供者は、遅くとも第33条(6)第2号で言及される申請日から2ヶ月後までに第15条で言及される報告書を公表し、その後は少なくとも6ヶ月ごとに公表しなければならない。

（第2項） 超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーが公表する本条第1項の報告書には、第15条および第24条第1項の情報に加え、以下を明記するものとする：

(a) 超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーが、連合内で提供されるサービスに関して、加盟国の該当する公用語ごとに区分された、コンテンツのモデレーションに充てる人的資源

(b) (a)で言及された活動を実施する者の資格および言語的専門知識、ならびに当該職員に与えられる研修および支援

(c) 第15条第1項第(e)号に掲げる正確性の指標及び関連情報を、加盟国の公用語ごとに区分したもの

（第3項） 第24条(2)で言及される情報に加えて、非常に大規模なオンラインプラットフォームまたは非常に大規模なオンライン検索エンジンのプロバイダーは、本条第1項で言及される報告書に、各加盟国のサービスの平均月間受信者に関する情報を含めるものとする。

（第4項） 超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、第37条(4)に基づく各監査報告書の受領後、遅くとも3ヶ月以内に、完了次第、過度の遅滞なく、設置のデジタルサービスコーディネーターおよび欧州委員会に送信し、一般に公開しなければならない。

（第5項） 超大規模オンラインプラットフォームの提供者または超大規模オンライン検索エンジンの提供者が、第4項に基づく情報の公表が、当該提供者または当該サービスの受領者の秘密情報の開示につながり、当該サービスのセキュリティに重大な脆弱性をもたらし、公共の安全を損ない、または受領者に危害を及ぼすおそれがあると考えられる場合、当該提供者は、公に利用可能な報告から当該情報を削除することができる。この場合、プロバイダーは、公開可能な報告書から当該情報を削除する理由を記載した報告書一式を、設立のデジタルサービス・コーディネーターおよび欧州委員会に送付しなければならない。

参考：第45条「行動規範」

- 第45条「行動規範」はデューディリジェンス義務に関するその他の規定として明記されている。
- 第45条では、欧州委員会および閣僚理事会は、競争法および個人情報の保護に関する欧州連合の法律に従い、多様な違法コンテンツおよびシステムリスクへの取り組みという具体的な課題を考慮しつつ、本規則の適切な適用に貢献するため、欧州連合レベルでの自主的な行動規範の作成を奨励し促進する、とされている。
 - 第34条第1項における重大なシステムリスクが出現し、複数のVLOP・VLOSEに関係する場合、欧州委員会は、彼ら及び関係者に対し、具体的な措置の約束と、措置内容とその結果に関する定期的な報告枠組みを定めることを含めた行動規範の作成に参加するよう求めることができる。
 - 委員会および閣僚理事会は、行動規範が目的を満たしているかを評価し、行動規範に含まれる可能性のある主要業績評価指標を考慮して、その目的の達成状況を定期的に監視および評価する。

条文（仮訳）

第45条 行動規範

（第1項） 欧州委員会および閣僚理事会は、特に競争法および個人情報の保護に関する欧州連合の法律に従い、さまざまな種類の違法コンテンツおよびシステムリスクへの取り組みという具体的な課題を考慮しつつ、本規則の適切な適用に貢献するため、欧州連合レベルでの自主的な行動規範の作成を奨励し、促進するものとする。

（第2項） 第34条第1項の意味における重大なシステムリスクが出現し、複数の超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンに関係する場合、欧州委員会は、関係する超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダー、および他の超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーを招待することができ、適切な場合には、オンラインプラットフォームおよびその他の仲介サービスのプロバイダー、ならびに関係当局、市民社会組織およびその他の関係利害関係者に対し、具体的なリスク軽減措置を講じることを約束すること、および講じられた措置とその結果に関する定期的な報告枠組みを定めることを含め、行動規範の作成に参加するよう求めることができる。

（第3項） 第1項および第2項を実施する際、欧州委員会および理事会、ならびに関連する他の機関は、行動規範がその具体的な目的を明確に定め、その目的の達成度を測定するための主要な業績評価指標を含み、すべての利害関係者、特に市民が連邦レベルでのニーズと関心に十分配慮していることを確認することを目指すものとする。また、欧州委員会と理事会は、参加者が、欧州委員会およびそれぞれのデジタルサービス担当の設置調整官に対し、主要業績評価指標に照らして測定された、取られた措置とその結果について、定期的に報告することを確保する。主要業績評価指標および報告の約束は、参加者間の規模や能力の違いを考慮したものとする。

（第4項） 委員会および閣僚理事会は、行動規範が第1項および第3項に規定された目的を満たしているかどうかを評価し、行動規範に含まれる可能性のある主要業績評価指標を考慮して、その目的の達成状況を定期的に監視および評価するものとする。両委員会は、その結論を公表しなければならない。委員会および閣僚理事会はまた、行動規範の定期的な見直しと適応を奨励し、促進するものとする。行動規範の遵守に組織的な不履行があった場合、委員会および閣僚理事会は、行動規範の署名者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。

参考：第67条「情報の要求」

- 第67条「情報の要求」は、VLOP・VLOSEに関する監督、調査、遵守及びモニタリングに関する規定として明記されている。
- 第67条「情報の要求」では、欧州委員会は簡潔な要請・決議により、VLOP・VLOSE、ならびに侵害の疑いに関する情報を合理的に認識しうる取引、事業、技術または職業に関連する目的で行動するその他の自然人または法人（第37条および第75条(2)で言及される監査を実施する組織を含む）に対し、合理的な期間内に当該情報の提供要請が可能、とされている。
 - 不正確な情報、不完全な情報、または誤解を招くような情報を提供した場合には、第74条に規定する罰金を科すものとされている。
 - 欧州委員会は、簡潔な要請または決議を送付した後、その写しを情報共有システム（第85条）を通じて、デジタルサービスコーディネーターに送付する。

条文（抜粋、仮訳）

第67条 情報の要求

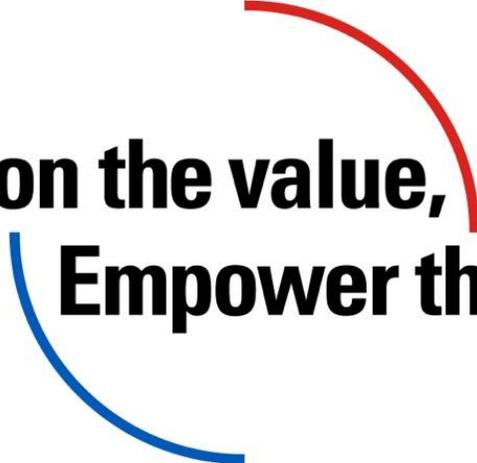
（第1項）本条に基づき欧州委員会に与えられた任務を遂行するため、欧州委員会は、簡潔な要請・決議により、当該超大規模オンラインプラットフォームの提供者または超大規模オンライン検索エンジンの提供者、ならびに、侵害の疑いに関する情報を合理的に認識しうる、その取引、事業、技術または職業に関連する目的で行動するその他の自然人または法人（第37条および第75条(2)で言及される監査を実施する組織を含む）に対し、合理的な期間内に当該情報を提供するよう求めることができる。

（第2項）当該超大規模オンラインプラットフォーム・超大規模オンライン検索エンジンの提供者、または本条第1項に言及するその他の者に対して、簡潔な情報提供要請を送付する場合、委員会は、法的根拠および要請目的、必要な情報を明示し、情報を提供すべき期間を定め、不正確な情報、不完全な情報、または誤解を招くような情報を提供した場合には、第74条に規定する罰金を科すものとする。

（第3項）欧州委員会が、当該超大規模オンラインプラットフォーム・超大規模オンライン検索エンジンの提供者または本条第1項にいうその他の者に対し、決議により情報を提供するよう求める場合、その法的根拠および目的を述べ、どのような情報が必要であることを明示し、その情報を提供すべき期間を定めるものとする。また、第74条に規定される罰金を示し、第76条に規定される定期的な違約金の支払いを示し、または課さなければならない。さらに、欧州連合司法裁判所による決定の再審理を受ける権利を示さなければならない。

（第5項）欧州委員会の要請に応じて、デジタルサービスコーディネーターおよびその他の管轄当局は、本条に基づき欧州委員会に割り当てられた業務を遂行するために必要なすべての情報を、欧州委員会に提供するものとする。

（第6項）欧州委員会は、本条第1項にいう簡易な要請または決定を送付した後、遅滞なく、その写しを、第85条にいう情報共有システムを通じて、デジタルサービスコーディネーターに送付するものとする。



**Envision the value,
Empower the change**